

地球温暖化防止対策条例の見直しに係る基本的な考え方（答申案）の概要

1 見直しの経緯

- 地球温暖化防止対策条例は、2008年北海道洞爺湖サミット開催を契機に翌年制定した。
- その後、国内外で脱炭素に向けた動きが急速に高まり、国では、昨年6月、地球温暖化対策推進法を改正し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを法制化した。
- 道では、2020年3月、知事が2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを国に先駆け表明し、ゼロカーボン北海道の実現に向け取り組むことを決意したところ。
- 条例制定後のこうした社会情勢の変化を踏まえ、見直しに係る基本的な考え方について、昨年10月15日に北海道環境審議会に諮問され、同日付けで地球温暖化対策部会に審議が付託。以降、6回の部会を開催し、見直しの背景や検討のポイント、条例の構成項目ごとの論点を審議し、7月27日に部会として、見直しに係る基本的考え方を取りまとめた。

2 主な見直しのポイント

（1）名 称

2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、道民、事業者などの各主体が連携して推進することを分かりやすく示すような名称に改称又は通称・略称を使用することが必要。

（2）総則的事項

【① 基本理念の新設】

- ゼロカーボン北海道の実現に向けて、全ての関係者が主体的かつ積極的な参画と密接な連携の下に取組を進めること、環境と経済・生活の向上を統合的に推進すること、本道に豊富な再エネや森林など地域資源の有効活用を図ることなどを旨とする基本理念の新設が必要。

【② 道の責務規定を追加・拡充】

※ ● 追加拡充

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ○ 総合的、計画的対策の策定、実施 | ○ 道民、事業者、市町村等との連携・協働・支援 |
| ○ 道自らの率先実行 | ● 専門的知識、技術を有する人材の育成 |
| ● 気候変動教育・環境教育及び学習の推進 | ● 調査研究、技術開発や産業の育成、参入促進 |
| ● 大学その他試験研究機関との連携 | ● 道民、事業者の行動変容の促進 |
| ● 分かりやすい情報の提供 | ● 施策推進のための必要な財政上の措置 |

（3）推進計画等

条例規定の推進計画に基づく施策の点検にあたっては、定期的に北海道環境審議会による評価を受け、その結果を公表することを規定することが必要。

（4）事業活動に関する取組

【① 事業者の排出削減に係る規定の強化】

- 事業者自らが現状のエネルギー使用量等から排出量を把握し、省エネの推進や再エネの導入など適切な対策に努めるよう規定を追加することが必要。
- 産業部門など排出割合の大きい業種の排出削減を図るため、その業種に応じた削減に努めるよう規定を追加することが必要。
- 道は、事業者による自主的な取組促進のため、排出量把握方法などのサポートが必要。

【② カーボンオフセット推進に係る規定の新設】

【③ 温室効果ガス排出の少ない製品・サービスの開発に係る規定の新設】

【④ 事業者の温室効果ガス削減計画書等に係る規定の強化】

- 対象となる事業者の増加や事務負担も考慮しつつ、計画書、報告書を作成・提出すべき特定事業者の要件を拡充するほか、削減目標や再エネ導入目標、吸収を図る措置等の項目を追加することが必要。

- 道は、特定事業者の事務軽減を図るための配慮（報告時期を法に合わせる、簡易な提出方法等）が必要。
- 特定事業者以外の中小規模事業者など幅広い事業者の自主的取組促進のため、簡易で任意に報告するための規定が必要。
- 道は、取組の拡大を図るため、その内容を分かりやすく公表することが必要。

（５）交通に関する取組

【① 次世代自動車、ゼロカーボン・ドライブの普及促進に係る規定の新設】

【② 物流に係る取組規定の新設】

（６）機械器具に関する取組

【特定機械器具の拡充】

- 特定機械器具の販売に際して、省エネ性能の表示や説明を求める規定について、現在の対象（エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ）を拡充（照明器具、給湯器等の追加）することが必要。

（７）建築物に関する取組

【建築物に関する規定の追加・拡充等】

- 長期にわたる炭素固定効果等に有効な建築物への道産木材利用の促進について規定を新設することが必要。
- 特定建築物の建築に際して、エネルギーの効率的利用等の計画書を求める規定について、道産材の使用や再エネ導入の項目を追加することが必要。

（８）再生可能エネルギー利用に関する取組

【① 地域の再エネ利用促進に係る規定の新設】

【② 特定エネルギー供給事業者に係る報告項目等の追加】

- 特定のエネルギー供給事業者が作成する計画書、報告書に道内での種類別（太陽光、風力、水力等）電気の調達量を追加するとともに、道内で発電された再エネ電気の調達量や供給量に関する情報の分かりやすい周知に努めるよう規定を追加することが必要。

（９）森林の整備・保全等の取組

【① 森林・林業・木材産業の取組に係る規定の追加・拡充】

【② ブルーカーボン等の吸収・固定に係る推進等の規定の新設】

【③ 農林水産物の地産地消の推進に係る規定の追加・拡充】

（１０）地球温暖化に関する理解の促進に係る取組

【各主体間における相互理解の促進に係る規定の追加・拡充】

（１１）ライフスタイル・ビジネススタイルの転換の取組

【① 日常生活に係る規定の追加・拡充】

- 道民が温暖化対策を自分事として捉え、自らの行動を不断に見直していくことが重要であることから、エネルギー使用量等から排出量を把握し、排出に応じた省エネ等の対策に努めるよう規定を追加することが必要。また、道は、排出量の見える化など必要な支援に努めることが必要。

【② 廃棄物の発生抑制に係る規定の新設】

【③ 冷暖房時の温度、服装に係る規定の追加・拡充】

（１２）気候変動適応の取組

【① 気候変動適応の推進に係る規定の新設】

【② 気候変動適応センター設置に係る規定の新設】